

北海道核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成30年 8 月 28 日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道規則第60号

北海道核燃料税条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等の様式)

**第 2 条** 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する申告書並びに同条第 3 項に規定する修正申告書は、別記第 1 号様式によるものとする。

(申告納付期限の指定申請等)

**第 3 条** 条例第 8 条第 1 項に規定する価額割の申告納付の期限の指定を受けようとする者は、同項に規定する申告納付の期限の15日前までに、別記第 2 号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、申告納付の期限を指定するかどうかを決定し、その旨を別記第 3 号様式の通知書により申請した者に通知するものとする。

(更正等の通知書)

**第 4 条** 地方税法（昭和25年法律第226号）第276条第 4 項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、同法第278条第 6 項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第279条第 5 項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、別記第 4 号様式の通知書により行うものとする。

(賦課徴収)

**第 5 条** 核燃料税の賦課徴収については、前 3 条に定めるもののほか、北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の定めるところによる。この場合において、同規則第 6 条第 1 項ただし書中「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」と、同規則第26条第 4 号中「第61条の21」とあるのは「第61条の21並びに北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第 4 号）第 8 条及び第 9 条」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）は、この規則の施行後も、北海道核燃料税条例（平成25年北海道条例第 8 号）附則第 5 項の規定により同条例がなお

その効力を有することとされる限りにおいて、なおその効力を有する。

(北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則(平成29年北海道規則第49号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「北海道核燃料税条例施行規則(平成25年北海道規則第72号)」を「北海道核燃料税条例施行規則(平成30年北海道規則第60号)」に改める。

別記第1号様式(第2条関係)



核燃料税 申告書  
修正申告書

年 月 日  北海道知事 様		発電用	所在地				
			名称				
		原子炉  設置者	代表者氏名				㊟
			法人番号	----	----	----	----
			担当部課名 担当者氏名 電 話	( 局 番 内 線 )			
区 分		課税標準額又は 課税標準たる熱出力		税 率	税 額		
申告 納付	申告額	価 額 割	円	8.5/100	① 円		
		出 力 割	千kw	37,750円	②		
		合 計			①+②		
修正 申告 納付	修正申告額	価額割・出力割			③		
	既に納付の 確定した額				④		
	差引増差額				③-④		
備考							

※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		精査検算	摘要
	通信日付印	確 認 印		

注意 1 この申告書(修正申告書)には、価額割に係る申告(修正申告)には付表1

- を、出力割に係る申告（修正申告）には付表 2 を添付して提出してください。
- 2 ※欄は、記載しないでください。

付表 1

価額割の課税標準に関する明細書

発電用原子炉の名称					
核燃料の発電用原子炉への 挿入年月日			年 月 日 (北海道核燃料税条例第 3 条第 2 項第 号該当)		
課税対象核燃料（新規挿入分）			課税対象外核燃料		核燃料の 合計体数  ②+③+④
核燃料の 単価 ①	核燃料の 体数 ②	課税標準額 (核燃料の 価額) ①×②	再挿入分の 核燃料の体数 ③	既挿入分の 核燃料の体数 ④	
円	体	円	/	/	/
合計			体	体	体

- 注意 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに作成してください。
- 2 北海道核燃料税条例第 3 条第 2 項各号に定める日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

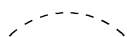
付表 2

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

発電用原子炉の名称				
課税期間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課税標準たる熱出力		千kw	千kw	千kw
課税標準の計算	課税標準の計算を行う原因	北海道核燃料税条例 第 4 条 第 3 項 第 号 該 当	北海道核燃料税条例 第 4 条 第 3 項 第 号 該 当	北海道核燃料税条例 第 4 条 第 3 項 第 号 該 当
	熱出力 ①	千kw	千kw	千kw
	課税期間の月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②/3	千kw	千kw	千kw

- 注意 1 「課税標準たる熱出力」欄は、北海道核燃料税条例第5条第1項又は第4項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 2 発電用原子炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項本文の規定により、熱出力の変更許可を受けた場合は、当該変更後最初の申告の際、当該変更後の熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 3 「課税標準の計算」の各欄は、北海道核燃料税条例第4条第3項各号に該当する場合に記載してください。
- 4 「熱出力」欄は、北海道核燃料税条例第5条第1項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 5 「課税期間の月数」欄は、北海道核燃料税条例第5条第4項に規定する月数を記載してください。
- 6 北海道核燃料税条例第4条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、当該発電用原子炉の使用前検査合格年月日を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 7 北海道核燃料税条例第4条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

別記第2号様式（第3条関係）



受付印

核燃料税価額割の申告納付期限指定申請書

年 月 日  北海道知事 様	申請者	所在地				
		名称				
		代表者氏名	④			
		法人番号				

次のとおり申告納付の期限の指定を受けたいので、申請します。

発電用原子炉の名称	
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)
申告納付期限	年 月 日
指定を受けようとする申告納付期限	年 月 日
申告納付期限の指定を受けようとする理由	

※ 処 理 事 項	発信年月日	摘要	
	通信日付印		確認印

注意 ※欄は、記載しないでください。

別記第3号様式 (第3条関係)

核燃料税価額割の申告納付期限指定等通知書

年 月 日

所在地

名称

様

年 月 日申請のありました申告納付の期限について、次のとおり  
 指 定 し た  
 指定しないこととしたので、通知します。

発電用原子炉の名称	
核燃料の発電用原子炉 への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)
申告納付期限	年 月 日
指定した申告納付期限	年 月 日
申告納付期限を 指定しない理由	

教 示

- この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第4条関係）

（表）

核燃料税	価額割 出力割	更 正 決 定 加算金決定	通知書兼納付告知書
------	------------	---------------------	-----------

年 月 日

所在地  
名 称

様

更 正  
次のとおり決 定したので、通知します。併せて納付すべき金額を納期限までに  
加算金決定

納付書によって納めるよう告知します。（根拠法令－ ）

発電用原子炉の名称				
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日		年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)		
課 税 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日	
区 分	課税標準額又は課税標準たる熱出力	税 率	税 額	
更正・決定額 ①			円	
既に納付の確定した額 ②				
差引納付すべき税額①－② ③				
区 分	算定の基礎税額	割 合	金 額	
過少申告加算金 ④	円		円	
不申告加算金 ⑤				
重 加 算 金 ⑥				
納付すべき金額③＋④＋⑤＋⑥	円	納期限	年 月 日	
納 付 場 所	北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局			

◎裏面の注意事項等をお読みください。

(裏)

- 注意 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 納めるときは、差引納付すべき税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この告知書による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パー

セントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

## 教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 重加算金の「算定の基礎税額」欄は、差引納付すべき税額のうち、課税標準額の算定の基礎となるべき事実について隠蔽し、又は仮装した部分に係るものを記載する。